八王子小児病院移転後の小児医療体制の確保・充実に向けた基本的な方向性

区 分	概 要
一次医療 (外来医療)	○ 八王子市は、引き続き市内の診療所を中心に役割を担っていけるよう、市医師会に要請していく。
二次医療 (入院医療)	○ 八王子市は、二つの中核病院に対し、小児科病床数の拡充を要請する。○ 八王子市と東京都は、二つの中核病院の小児病床数拡充に必要な施設整備等に関して、必要な支援を検討する。○東京都は、二つの中核病院が八王子小児病院の患者を円滑に受け入れることができる体制等を整えるため、二つの中核病院に専門医師を派遣する。
三次医療	○ 高度・専門的な新生児医療や心臓血管外科医療等については、二 つの中核病院との連携の下、小児総合医療センター(仮称)で体制整備 を図る。
救急医療	○ 小児準夜救急診療事業については医師会の協力を得て、八王子小児病院の跡地に整備する施設に移転させ、実施する。(初期、二次救急医療の振り分けを行い、入院が必要な救急患者については、中核病院につないでいく。) ○ 現在、八王子小児病院に配置されている新生児ドクターカーに加え、新生児も搬送できる小児ドクターカーを配備するとともに、東京型ドクターへりによる新生児の緊急搬送の検討も含め、小児患者の緊急時における小児総合医療センター(仮称)への搬送体制を充実させる。

跡地利用	○八王子市は、八王子小児病院の跡地において、医師会の協力による 小児準夜救急診療事業を行うとともに、小児の外来診療及び重症心身 障害児(者)通所事業などを実施する。
	○東京都は、八王子市が上記の事業を実施するにあたり、土地、建物の取得について最大限の支援を行う。
	○重症心身障害児(者)通所事業などを事業者に委託して実施する際には、事業者の事業計画を踏まえ、運営経費については八王子市が支援するとともに、その経費及び八王子市が整備する施設、設備等に要する経費について、東京都は必要な支援を行う。